



2023年6月8日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 CEO 島田 太郎
(コード番号：6502 東、名)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
中西 章
Tel 03-3457-2095

TBJH 合同会社による当社株式に対する 公開買付けの開始予定に係る意見の変更に関するお知らせ

当社は、2023年3月23日に公表した「TBJH 株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」（以下「3月23日付適時開示」といいます。なお、その後 TBJH 株式会社は株式会社から合同会社に組織変更を行っております。）のとおり、TBJH 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といい、公開買付者が行う、本公開買付けを含む当社の株主を公開買付者のみとし当社株式を非公開化することを目的とする一連の取引を以下「本取引」といいます。）に関して、同日開催の取締役会において、当該時点における当社の意見として、公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するものの、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することまではしないこと（以下「原意見表明」といいます。）を決議し、その旨お知らせしておりました。当社は、本取引の意義やその後に生じた当社を取り巻く状況の変化を踏まえ、原意見表明において留保していた本公開買付けへの応募を推奨するか否かに係る意見の内容について継続して検討しておりましたが、以下のとおり、本日開催の取締役会において、当社が設置した特別委員会（詳細については、3月23日付適時開示「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）の意見の内容を踏まえて、原意見表明を変更し、現時点における当社の意見として、本公開買付けに関して、公開買付けが開始された場合には、これに賛同するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること（以下「再意見表明」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けの開始にあたっては、本取引を実施するために必要となる国内外の競争法令等及び投資規制法令等上の手続が進行中であり、本日時点においてまだ本公開買付

けは開始されておりましたが、本日開催の取締役会においては、本日から本公開買付けが開始されるまでの間に、特別委員会に対して、特別委員会が本日付で当社取締役会に対して答申した意見に変更がないかを検討し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更内容を明らかにした上更に意見を述べるよう諮問すること、及びかかる特別委員会の意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、あらためて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。

記

1. 再意見表明に係る意思決定の過程及び理由

当社取締役会は、2023年3月23日、本公開買付けに関し、当該時点における当社の意見として、公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するものの、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することまではしないことを決議いたしました。また、同日から本公開買付けの開始までに少なくとも4ヶ月の期間が必要となる見通しであったことから、当社取締役会は、同日から本公開買付けが開始されるまでの間に、当社が設置した特別委員会に対して諮問した上で、その意見を踏まえ、あらためて、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて検討し、決議する意向である旨併せて公表しておりました。当社は、本取引の意義やその後生じた当社を取り巻く状況の変化を踏まえ、原意見表明において留保していた本公開買付けへの応募を推奨するか否かに係る意見の内容について継続して検討していたところ、当社取締役会は、特別委員会から本日付で受領した意見の内容（特別委員会からの意見の詳細については下記「2. 特別委員会による再答申の内容」をご参照ください。）を最大限に尊重して、本公開買付けに対して賛同するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

すなわち、当社は、3月23日付適時開示公表後の事情を踏まえても、3月23日付適時開示「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社における意思決定の過程及び理由」のとおり、本取引には、本取引に関して日本産業パートナーズ株式会社（以下「JIP」といいます。）が金融機関から行う借入れによる当社事業への悪影響等の潜在的なデメリットは存在するものの、本取引は、当社の事業環境や経営課題の解決に資するものであり、特に、当社が中長期で一貫した事業戦略を実行し成長し、会社を変革していくために安定した経営基盤を構築し、株主からの統一的な支援を得ることができる点に鑑みれば、本取引は当社の企業価値の向上に合理的に資すると考えております。

また、本公開買付け価格（3月23日付適時開示「2. 買付け等の価格」において定

義されます。)については、3月23日付適時開示「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」のとおり、主だった海外投資家が予想のつきにくい潜在的な規制リスクによる制約を受けている中、約1年にわたる潜在的な投資家やスポンサーとのエンゲージメントと非公開化を含む戦略的選択肢の検討(以下「本プロセス」といいます。)において、JIP以外のパートナー候補からは具体的かつ実現可能性のある提案はなく、JIPの提示した価格が完全に競争的で公正な本プロセスにおいて提示された唯一の具体的かつ実現可能性のある提案価格でした。3月23日付適時開示の公表から約2ヶ月半が経過しておりますが、本プロセスに参加していた投資家からもその他の投資家からも、当社取締役会に本取引の再考を促すような提案又は問合せを受領しておらず、当社株価は本公開買付価格を下回って推移しており、また、3月23日付適時開示の公表前後を通して行った複数の株主とのエンゲージメントにおいても本プロセスについて評価する意見を受けており、本公開買付価格は、潜在的な投資家及びスポンサーから期待できるものとして最善のものであることについての当社の確信は高まっております。

3月23日付適時開示公表後、本日までの間に、執行部によると、顧客、取引先や従業員を含む様々なステークホルダーから本取引についての前向きな反応を受けており、当社は、本取引により当社が安定した経営基盤を構築することに対する期待についてはその重要性をあらためて認識しています。また、当社のCEOである島田太郎氏(以下「島田CEO」といいます。)からは、当社の経営基盤が不安定な状況が続いた場合には、顧客の離反及び従業員の離職を招く可能性があり、2023年度予算において定めた2024年度及び2025年度における計画値の実現が困難になるという懸念が示されています。かかる状況において、完全に競争的で公正な本プロセスを通して得られた本公開買付価格は、公正・妥当なものであり、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するに値するものであると考えられます。このことは、本公開買付価格が、特に2021年4月6日に当社がCVC Asia Pacific Limitedから当社の買収・非公開化への非常に初期的かつ法的拘束力のない関心を表明するレター(以下「CVCレター」といいます。)を受領する前の市場株価に対するプレミアムを考えると、第三者による非公開化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較において相応のプレミアムが付されていることによっても補強されることが考えられます。

たしかに、本公開買付価格は、3月23日付適時開示「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」のとおり、3月23日付適時開示公表時点において、UBS証券株式会社(以下「UBS証券」といいます。)がDCF法により算定した1株あたり株式価値のレンジを、下限との差は僅少ではあるものの外れており、野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)がDCF法により

算定した1株あたり株式価値のレンジの下位25%のレンジに留まっています。しかし、DCF法による株式価値は、当社が作成した2022年度から2025年度までの財務予測（以下「本連結財務予測」といいます。）の最終年度（2025年度）の計画値に相当程度依存するところ、直近の2022年度を含め過去20年間を見ても当社が業績見込みを達成した回数は少ないことを踏まえると、当社の業績見込みの信憑性は総じて低いと言わざるを得ず、また、本連結財務予測が、2024年度及び2025年度における、デバイス事業、エネルギー事業、インフラ事業を中心とする各事業の利益率の改善に起因する大幅な増益を見込んでおり、実現のハードルが低くない計画に基づくものであることに加え、島田 CEO からは当社の経営基盤が不安定な状況が続いた場合には2023年度予算における2024年度及び2025年度の計画値の実現が危ぶまれるとの見解が示されており、本連結財務予測の最終年度（2025年度）の計画値の達成可能性には疑義があることを考慮する必要があります。そのため、これらの事情に鑑みれば、本連結財務予測を前提とするDCF法に基づく株式価値算定に全面的に依拠することはできず、信用性の低さに鑑みて一定程度割り引いて評価することが適当であるとも考えられ、本公開買付価格がDCF法のレンジの下限近傍に位置することは、完全に競争的で公正な本プロセスを通して得られた本公開買付価格が公正・妥当であり、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するに値するものであることを否定するものではないと考えております。

3月23日付適時開示公表時において、当社は、本公開買付価格が、LBO市場の弱さ、金利の上昇及び不安定な為替、マクロ経済の不透明な見込み、キオクシアホールディングス株式会社（以下「キオクシアHD」といいます。）及びキオクシア株式会社（以下、キオクシアHDと併せて「キオクシアグループ」といいます。）が現在置かれている厳しい事業環境その他の事情に影響されたものと認識しており、そのような事情が将来変化することがあれば本公開買付価格の評価も変わり得ることから、応募推奨をするか否かを当該時点で決定するよりは本公開買付け開始により近接した時点であらためて検討・意見形成するほうが適切であろうと判断しておりました。そして、当社は、本取引の意義やその後に生じた当社を取り巻く状況の変化を踏まえ、原意見表明において留保していた本公開買付けへの応募を推奨するか否かに係る意見の内容について継続して検討して参りましたが、3月23日付適時開示公表から約2ヶ月半が経過した本日時点において、マクロ経済環境を含む外部的な状況が改善する見込みは当面認識されておらず、加えて、キオクシアHDの当社における連結簿価は3月23日付適時開示の公表時から本日までに約495億円切り下げられております。他方で、上記のとおり、3月23日付適時開示公表後、本日までの間に、執行部によると、顧客、取引先や従業員を含む様々なステークホルダーから本取引についての前向きな反応を受けており、本取引により当社が安定した経営基盤を構築することに対する期待についてはその重要性を再認識しております。当社は、このような認識を前提にしつつ、一方で、本公開買付価格の引き上げについてJIPと交渉の余地が

あるような材料も現時点では想定されないことも踏まえ、今般、あらためて本公開買付価格の公正性・妥当性について検討した結果、本公開買付価格が応募推奨に値するものであるとの意見形成に至りました。そして、かかる意見形成に至った以上原則として速やかに開示すべきであり、また、当社が顧客や従業員とともに企業価値の向上に向けて取り組むにあたっては当社取締役会及び特別委員会の意見が明らかになっていることが望ましいことから、取締役会において速やかに本再意見表明を決議して公表すべきと考えました。なお、キオクシアグループに関する情報が限定されており当社の価値に占める比重の大きいキオクシア HD 株式の評価に一定の限界があることも当社取締役会の判断を困難にした事情でしたが、キオクシアグループに関して現時点で得られている以上の情報を得られる見込みはなく、これを理由に応募推奨に関する当社としての判断を先送りにすべきではないと考えております。

当社は、執行部における独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村証券、並びに取締役会及び特別委員会における独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である UBS 証券からそれぞれ 2023 年 3 月 23 日付で株式価値算定書を取得しております（以下総称して「本株式価値算定書」といいます。詳細は 3 月 23 日付適時開示「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。）。そして、上記のとおり、本連結財務予測を前提とする DCF 法に基づく株式価値算定の評価においては、本連結財務予測の計画値の達成可能性に疑義があることを考慮する必要があるものの、本株式価値算定書作成の前提として用いられた本連結財務予測自体について、当社の株式価値を検討するにあたって実質的に重要な内容の変更は行われていないこと、3 月 23 日付適時開示公表から約 2 ヶ月半しか経過しておらずその間におけるマクロ経済環境の見通しや当社グループの事業環境にも大きな変化はないこと、その他当社の株式価値に重大な影響を与えるような事情又は 3 月 23 日付適時開示公表後の変化も認識していないことから、現時点においても、本連結財務予測を用いて株式価値算定を行うことが適当であり、本株式価値算定書は有効であると考え、現時点であらためて野村証券及び UBS 証券から株式価値算定書を取得する必要はないと判断しております。

以上より、本日開催の取締役会において、本公開買付けに関し、原意見表明を変更し、現時点における当社の意見として、公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。また、本日開催の取締役会では、本日から本公開買付けが開始されるまでの間に、特別委員会に対して、特別委員会が本日付で当社取締役会に対して答申した意見に変更がないかを検討し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更内容を明らかにした上更に意見を述べるよう諮問する

こと、及びかかる特別委員会の意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、あらためて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。

上記取締役会決議は、当社の全ての取締役 12 名が審議及び決議に参加し、決議に参加した全ての取締役の全員一致により、決議されたものです。

2. 特別委員会による再答申の内容

3月23日付適時開示「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」のとおり、当社取締役会は、2023年3月16日、特別委員会に対し、当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、①本取引が企業価値の向上に資するものであるか否か、②本取引の検討・協議・交渉に係る手続が公正であったか否か、③本取引の手法・取引条件が公正・妥当であるか否か、④①乃至③を踏まえて本取引が当社の一般株主にとって不利益でないか否か、⑤①乃至④を踏まえて取締役会が本公開買付けに賛同し、株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否かについて諮問することを決議いたしました。

特別委員会は、かかる決議を受け、2023年3月23日付で当社取締役会に対して答申書（以下「原答申書」といいます。詳細は3月23日付適時開示「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を提出しましたが、その後も本取引の意義やその後に生じた当社を取り巻く状況の変化を踏まえ、各諮問事項について引き続き協議及び検討を行った結果、本日、特別委員全員の一致した意見として、原答申書の内容を一部変更し、当社取締役会に対し、「①本取引は当社の企業価値の向上に合理的に資すると考えられる、②本プロセスの運営を含む本取引の検討・協議・交渉に係る手続は公正であったと考えられる、③本取引の手法・取引条件は公正・妥当であると認められる、④本取引は当社の一般株主（なお、ここでいう一般株主には、東京証券取引所有価証券上場規程における「少数株主」を含む。）にとって不利益でないと考えられる、⑤当社取締役会が本公開買付けを含む本取引に賛同し、当社株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨すべきであると考えられ、また、当社取締役会は、本公開買付けの開始に際して、特別委員会に対し、上記の意見に変更がないかを検討し、変更がない場合はその旨、変更がある場合には変更内容を明らかにした上更に意見を述べるよう諮問されたい」旨の答申を行い、本日付で当社取締役会に答申書（以下「再答申書」といいます。）を提出いたしました。

再答申書について、原答申書からの主な変更点は以下のとおりです。

(1) 「③本取引の手法・取引条件が公正・妥当であるか否か」という点について

原答申書において、特別委員会は、大要、以下の点を指摘し、当社取締役会は、2023年3月23日時点においては、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することは差し控えるべきであるとの見解を示していました。

- 本公開買付価格は、特に CVC レターの前の市場株価に対するプレミアムを考えると、第三者による非公開化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較において相応のプレミアムが付されているものではあるが、UBS 証券が DCF 法により算定した1株あたり株式価値の現時点におけるレンジを、下限との差は僅少ではあるものの外れており、野村証券が DCF 法により算定した1株あたり株式価値のレンジの下位 25%のレンジに留まること等に鑑みれば、一般株主に対し明らかに本公開買付けへの応募を現時点で推奨することができる水準には達していない(特に、キオクシアグループに関する情報が限定されており当社の価値に占める比重の大きいキオクシア HD 株式の評価に一定の限界があることも、明らかに本公開買付けへの応募を推奨することができる水準に達していると判断することを困難にしている。)ものの、本公開買付価格による本公開買付けは、当社の一般株主にとって投資回収のための合理的な売却機会であると考えられること。
- 特別委員会は、本公開買付価格が、LBO 市場の弱さ、金利の上昇及び不安定な為替、マクロ経済の不透明な見込み、キオクシアグループが現在置かれている厳しい事業環境その他の事情に影響されたものであると認識しているが、このような事情が近い将来変化するかは不透明であり、他方で、株主その他のステークホルダーは、本プロセスの決着と当社を取り巻く不安定さがなくなることを希望しており、主だった海外投資家が予想のつきにくい潜在的な規制リスクによる制約を受けている中、JIP の提案は約1年にわたる完全に競争的で公正なプロセスを通して提出された唯一の完成した提案であり、本公開買付価格は、潜在的な投資家及びスポンサーから期待できるものとして最善のものであると考えられること。
- 株主が本公開買付けに応募するか否かの判断をする時点により近接したタイミングにおける状況を踏まえてあらためて判断できることは、特別委員会による、より多くの情報に基づいた意見形成に資するものと考えられること。

他方、再答申書において、特別委員会は、今般、あらためて応募推奨をするか否かについて検討した結果、大要、以下の点を指摘し、特別委員会として本公開買付価格が応募推奨に値するものであるとの意見を明らかにし、また、特別委員会としては、かかる意見形成に至った以上原則として速やかにそれを開示すべきと考えており、

また、当社が顧客や従業員とともに企業価値の向上に向けて取り組むにあっても当社取締役会及び特別委員会の意見が明らかになっていることが望ましいと考えているとの見解を示しました。

- 3月23日付適時開示の公表から約2ヶ月半が経過しているが、本プロセスに参加していた投資家からもその他の投資家からも、当社取締役会に本取引の再考を促すような提案又は問合せを受領しておらず、当社株価は本公開買付価格を下回って推移しており、また、3月23日付適時開示の公表前後を通して行った10を超える株主とのエンゲージメントにおいても当社が実施した本プロセスについて評価する意見を受けており、特別委員会の本公開買付価格の妥当性についての確信は高まっていること。
- 当社は厳しい経営環境に直面している中、中長期にわたって当社の業績と資産状態を変革していくために、本取引により当社が安定した経営基盤を構築し、株主からの統一的な支援を得ることは当社にメリットをもたらし、ひいては、本取引は企業価値の向上に合理的に資すると考えられるが、3月23日付適時開示の公表後、本日までの間に、執行部によると、顧客、取引先や従業員を含む様々なステークホルダーから本取引についての前向きな反応を受けており、本取引により当社が安定した経営基盤を構築することに対する期待ひいてはその重要性をあらためて認識したこと。
- 島田 CEO から、当社の経営基盤が不安定な状況が続いた場合には、顧客の離反及び従業員の離職を招く可能性があり、2023年度予算における2024年度、2025年度の計画値の実現は困難になることが懸念されるところの見解が示されているところ、特別委員会としてもかかる見解を否定する理由はないこと。
- 上場企業である当社にとって、経営基盤の不安定さが当社の企業価値の向上、ひいては株主の共同の利益を確保することを困難にしている状況においては、非公開化が特に有力な戦略的選択肢になるところ、約1年にわたる完全に競争的で公正なプロセスの結果得られた唯一の完成した提案の下での本公開買付価格は、当社の非公開化への期待が市場株価に反映される端緒になったと思われるCVC レターの前の市場株価に対して第三者による非公開化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較において相応のプレミアムが付されていることやその時点以降の外部経済環境の変化や業績の悪化といった事情も併せて考えると、公正・妥当なものであり、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するに値するものであると考えられること。
- たしかに、本公開買付価格は、3月23日付適時開示の公表時点において、UBS証券がDCF法により算定した1株あたり株式価値のレンジを、下限との差は僅少ではあるものの外れており、野村証券がDCF法により算定した1株あたり株式価値のレンジの下位25%のレンジに留まっているものの、DCF法による株式価値は、本連結財務予測の最終年度（2025年度）の計画値に相当程度依存する

ところ、直近の 2022 年度を含め過去 20 年間を見ても当社が業績見込みを達成した回数は少ないことを踏まえると、当社の業績見込みの信憑性は総じて低いと言わざるを得ず、また、本連結財務予測を個別に見ても、本連結財務予測は、2024 年度及び 2025 年度において、デバイス事業、エネルギー事業、インフラ事業を中心とする各事業の利益率の改善に起因する大幅な増益を見込んでおり、実現のハードルが低くない計画に基づくものであることに加え、島田 CEO から当社の経営基盤が不安定な状況が続いた場合には 2023 年度予算における 2024 年度及び 2025 年度の計画値の実現が危ぶまれるとの見解が示されているものであって、本連結財務予測の最終年度（2025 年度）の計画値の達成可能性には疑義があることを考慮する必要がある。これらの事情に鑑みれば、本連結財務予測を前提とする DCF 法に基づく株式価値算定に全面的に依拠することはできず、信用性の低さに鑑みて一定程度割り引いて評価することが適当であるとも考えられ、本公開買付価格が DCF 法のレンジの下限近傍に位置することは、完全に競争的で公正な本プロセスを通して得られた本公開買付価格が公正・妥当であることを否定するものではないと考えられること。

- 2023 年 3 月 23 日時点において、特別委員会は、本公開買付価格が、LBO 市場の弱さ、金利の上昇及び不安定な為替、マクロ経済の不透明な見込み、キオクシアグループが現在置かれている厳しい事業環境その他の事情が本公開買付価格に影響を与えたと認識しており、そのような事情が将来変化することがあれば本公開買付価格の評価も変わり得ることから、応募推奨をするか否かを当該時点で決定するよりは本公開買付け開始により近接した時点であらためて検討・意見形成するほうが適切であろうと判断したものであったが、3 月 23 日付適時開示の公表から約 2 ヶ月半が経過した本日時点において、マクロ経済環境を含む外部的な状況が改善する見込みは当面認識されていないことに加え、キオクシア HD の当社における連結簿価は 3 月 23 日付適時開示の公表時から本日までに約 495 億円切り下げられていること。
- そのほか、公開買付者による更なる買収資金の上積みを期待できる事情もなく、上記のような外部的な事情等に改善が見られたとしても、JIP がそれを理由に本公開買付価格を上げる可能性は著しく低いと評価でき、他方で、上記のとおり、3 月 23 日付適時開示公表後、本日までの間に、執行部によると、顧客、取引先や従業員を含む様々なステークホルダーから本取引についての前向きな反応を受けており、本取引により当社が安定した経営基盤を構築することに対する期待についてはその重要性を再認識していること。
- キオクシアグループに関する情報が限定されており当社の価値に占める比重の大きいキオクシア HD 株式の評価に一定の限界があることも特別委員会の判断を困難にした事情であったが、キオクシアグループに関して現時点で得られている以上の情報を得られる見込みはなく、これを理由に当社取締役会による判断

を先送りにすべきではないと考えられること（もっとも、本公開買付け開始までの間に特別委員会に意見の再考を促すような状況が生じた場合には、特別委員会は当社取締役会が株主に対して応募を推奨すべきか否かについてあらためて検討を行う。）。

(2) 「①乃至④を踏まえて取締役会が本公開買付けに賛同し、株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否か」という点について

原答申書において、特別委員会は、当該時点における意見として、取締役会は、本公開買付けを含む本取引に賛同するものの、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することまでは現時点においてはしないこととすべきであると考えたとの見解を示していました（詳細は3月23日付適時開示「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

他方、再答申書において、特別委員会は、取締役会は、本公開買付けを含む本取引に賛同し、当社株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨すべきであると考え、また、取締役会は、本公開買付けの開始に際して、特別委員会に対し、上記の意見に変更がないかを検討し、変更がない場合はその旨、変更がある場合には変更内容を明らかにした上更に意見を述べるよう諮問されたいとの見解を示すに至りました。

3. 今後の見通し

上記「1. 再意見表明に係る意思決定の過程及び理由」のとおり、当社は、本日から本公開買付けが開始されるまでの間に、特別委員会に対して、特別委員会が本日付で当社取締役会に対して答申した意見に変更がないかを検討し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更内容を明らかにした上更に意見を述べるよう諮問し、かかる特別委員会の意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、あらためて本公開買付けに関する意見表明を行う意向です。

その他本取引に係る今後の見通しについては、3月23日付適時開示「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付け者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」、及び「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項等について）」並びに「4. 本公開買付けに関する重要な合意等」もご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

本文書は、本公開買付けへの意見表明を一般に公表する目的で作成された発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本文書は、有価証券に係る購入申込みもしくは売却の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本文書（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

本文書には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する記載が含まれている場合があります。こうした記載は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の進展により変わる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する記載の現行化の義務を負うものではありません。

本文書の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本文書中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を順守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法第 13 条 (e) 又は第 14 条 (d) 及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本文書に含まれる全ての財務情報は米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、当社及び公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法を根拠としてこれらの者に対して権利行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。

ます。さらに、米国外の法人又はその役員について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【その他の国】

国又は地域によっては、本文書の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。